

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和5年度第5回枚方市支援教育充実審議会	
開催日時	令和6年1月10日（水）	15時30分から17時40分まで
開催場所	輝きプラザきらら たまゆらイベントホール（7階）	
出席者	会長 相澤 雅文（京都教育大学） 副会長 山下 敦子（神戸常盤大学） 委員 内田 順子（枚方市立小学校支援教育コーディネーター） 委員 牧村 剛（枚方市PTA協議会） 委員 小出 伶奈（枚方市立小学校保護者） 委員 栂山 佐由里（枚方市立中学校長会） 委員 井村 恵美（市民） 委員 廣井 理恵（枚方市立中学校保護者）	
オンライン出席者	委員 野口 晃菜（一般社団法人UNIVA） 委員 渡邊 かおり（大阪弁護士会 萩の木法律事務所） 委員 柏木 充（市立ひらかた病院）	
欠席者	委員 武田 正道（枚方市立小学校長会） 委員 奥出 久実（大阪心理カウンセリングセンター） 委員 小寺 鐵也（種智院大学） 委員 東野 恵子（枚方市立中学校支援教育コーディネーター）	
案 件 名	（1）日本におけるインクルーシブ教育について （2）アンケート調査の枠組みについて	
提出された資料等の名称	資料1 日本におけるインクルーシブ教育について－現状と課題及び枚方市への提案－ 資料2 アンケート調査の枠組みについて	
決 定 事 項	公開	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	8 人
所管部署 (事務局)	学校教育部 児童生徒支援課

審 議 内 容
<p><開会></p> <p>(会長) それでは、定刻となりましたので、枚方市支援教育充実審議会を始めさせていただきます。本日は、公私何かとお忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局から、本日の委員の出席状況と傍聴者について報告をお願いいたします。</p> <p>(事務局) 失礼いたします。本日の委員の出席状況ですが、委員15名中8名の御出席をいただいており委員の過半数に達しておりますので、枚方市付属機関条例第5条第2項に基づき、本会議は成立していることを報告いたします。また、本日の傍聴者は8名でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>(会長) ありがとうございます。前回は、一つ目の案件といたしまして、これまでの議論の確認及び検討事項について資料を事務局にまとめていただいたもので共通理解を図らせていただきました。</p> <p>それから二つ目として、支援学級在籍まで、それからアセスメント流れについてというような議題で、日本における制度の説明、それから就学相談における基本的な考え方、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援の補償を踏まえた就学相談に関する留意点等を説明させていただき、就学相談やアセスメントについて客観的に議論をしていただいたというふうに考えております。これまでの議論の中で、インクルーシブ教育システムといった言葉について、委員の方々の中でも受け止め方や思いがさまざま違うというようなことで、議論がなかなか進みにくいという状況もございました。</p> <p>それで、今回は野口委員より、日本におけるインクルーシブ教育についてと題しまして、改めてインクルーシブ教育とはということについてお話いただき、そこで共通理解を図りながら、今後の枚方市の支援教育について議論をしていきたいと考えております。いかがでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、まず案件1ということで、「日本におけるインクルーシブ教育について」それでは早速ですが、野口委員からお話をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

(野口委員) ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。資料を画面共有させていただきます。30分ほどお時間いただけるというふうに聞いておりますので、簡単にはありますがお時間いただいて、日本におけるインクルーシブ教育についてという形で、現状と課題及び枚方市の提案という形で、私から発表させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

少し自己紹介をさせていただきます。私自身ですね、小学校6年生まで埼玉県に住んでいて、それまでは障害のある方とともに学ぶ機会というのはなかったんですが、小学校6年生から高校3年生までアメリカに父の転勤で家族で引っ越しまして、そこで初めて障害のある同級生とともに学ぶということを経験してこの分野に関心を持ち、今ですね、いろんな学校ですとかいろんな教育委員会、企業等々とともにインクルーシブを推進していくということをやっております。この前も、この会議の前もちょうど大阪府内の支援学校の先生方への研修をしておりました。そのほか、NHKの番組を監修したりですとか、書籍などを書かせていただいております。

今日の私の話なんですが、どういった点を踏まえて話すのかということ、今お話にありましたが、これまでもそもそもインクルーシブ教育の充実ということが重要なのではないかと、ともに学ぶ、ともに育つの実現ということが重要なのではないかと皆さんの御意見。また前回、この「ともに学び、ともに育つ」理念については、これまでも変わらないということと事務局からお話があったと思ひます。

一方で、検討事項として、このインクルーシブというものがそもそも何なのかということ。ともに学ぶだけがインクルーシブではなくて、障害に応じた対応が必要であるということと、言葉の定義の話が出てきておりますので、私の方からそもそもインクルーシブ教育とインクルーシブ教育システムの違いですとか、そういったことについて少し確認をさせていただきたいと思っております。その上で、日本におけるインクルーシブ教育システムというものがどういうものなのかということについて現状と課題という形でお話をしたいと思ひます。最後に枚方市への提案という形で、本当にあくまでも私からの提案という形でまとめておりますので、お聞きいただけたらと思ひます。

改めて、このインクルーシブ教育という言葉についてです。日本にこのインクルーシブ教育という言葉が入ってきたのは、御存じのとおり、2014年に日本が批准した障害者権利条約という条約に基づいて、ここにおいてインクルーシブ教育システムを構築するという文言が入っているため、日本においてこのような言葉が使われ始めたという背景があります。では、この障害者権利条約におけるインクルーシブ教育はどういうものかというのを確認していくと、この権利条約のガイドラインともいえる一般的意見の第4号において、このインクルージョンというものがどういうものかということが定義されています。ちょっと英語を訳したもので非常に分かりづらいんですけども、簡単にいうと、ともに学ぶ、ともにいる、一緒にいるということだけではなくて、そのために通常の教育そのものを変革していくプロセスが重要であると。制度の改革のプロセスが重要であるということが言われています。今の学校教育の枠組みに障害のある子どもたちをどうにか合わ

せさせるのではなくて、学校教育の枠組み自体を再検討していかなければならないと。組織やカリキュラム及び指導、学習攻略などの構造的な変更を伴わずに、障害のある子どもをただ通常の学校に配置するということがインクルージョンにならないということが明確に言われています。こういった権利条約におけるインクルーシブ教育の定義ですとか、そのほかにもユネスコのほうでガイドラインを幾つか出していますので、こういったガイドラインを参考にしながら、私のほうでインクルーシブ教育はこのように定義をしています。読み上げます。

インクルーシブ教育とは、多様な子どもたちがいることを前提とし、その多様な子どもたち（排除されやすい子どもたちを含む）の教育を受ける権利を地域の学校で保障していくために、教育システムそのものを改革していくプロセスであるというふうに定義をしています。かみ砕いてお話をします。

前提となる、まずポイント①は、子どもたちは多様であるということです。これは当たり前じゃないかと思えるかもしれないんですけども、まだまだ当たり前にはなっていないということで、例えば性別、アイデンティティ、自分自身が生まれた時の性別と異なるアイデンティティを持っている子どももいるのでそういった多様性だったり、障害や病気、経済状況、国籍や第一言語、性的指向、居住地、出身地など、これはごく一部になりますが、子どもたちというのは、本当にいろんな子どもたちが学校に通っている。子どもたちが多様化しているとよく言いますが、子どもたちはそもそも多様ですよ。そういったことを前提にして学校が考えていくと。この多様性というのは、社会的な属性という意味での多様性もそうですし、あとは内面的な好き嫌いとか興味関心とか、得意な学び方とか苦手な学び方とか、どういうコミュニケーションスタイルが好きかとか。皆さんも受験勉強のときに、図書館で学んだ人と家で寝転がりながら学んだ人と、いろんな受験勉強のスタイルがあったと思うんですけども、それと同じように、子どもたちも当然いろんな学び方を得意としている、苦手な学び方も多様であるということがそもそも前提だよということなんです。

ここでのポイントは、今の学校は、多様な子どもたちがいるにもかかわらず、マジョリティの子どもたちだけを中心としていないかということの問いかけですね。男子か女子かに明確に分かれる子どもとか、家族がいることが前提のカリキュラムというのはすごくまだありますよね。2分の1成人式とかだんだんなくなってきましたけれども、まだまだ家族がいるということが前提で行事が行われていたりもします。そうではない子どもがいるにもかかわらずですね。そのような形でポイントの1つ目としては、そもそも多様な子どもたちがいるということを前提としましょう。その上で、地域の学校で教育を受ける権利を保障する。

ここには2つ意味があって、1つは、地域の学校に通う権利。もう1つは、学ぶ権利ですね。学ぶことから排除されないということがインクルーシブ教育のポイントです。ここが日本はどっちかになっているというのが、後ほど指摘しますが、1番の問題かと思えます。輪から排除されている状態はどういう状態かということ、地域の学校を希望しても地域の学校に通えない状態ですね。学ぶことから排除されてる状態はどういう状態かという

と、地域の学校の通常の学級に在籍していたとしても、自分にとって必要な学びが得られない状態。分からないのに教室にずっといなければならない状態、これも排除の一つの形になります。

3つ目のポイントが、教育システムそのものを変えていくプロセスであるということです。これはどういうことかという、先ほどお伝えしたとおり、今の教育システムの在り方に多様な子どもたちをとにかく合わせる。そのために支援をするのではなくて、多様な子どもたちに合わせて構造自体を変えていくという考え方になります。

分かりやすい例でいうと、例えば、運動会という枠組みが学校にはあります。運動会という枠組み、徒競走という枠組みに、例えば乗れない子ども、走ることが難しい子どもがいます。そうなったときに、とにかくその子を走らせる。徒競走という枠組みにのせるために走らせるのではなくて、そもそも徒競走って何のためにあるんですか。徒競走の教育目的は何ですかということ踏まえた上で、それを達成するために本当に徒競走が必要なかどうかということ踏まえて、全員が参加できる、かつ目的が達成できるための競技は何かと。そもそも運動会である必要があるのかどうかということも含めて検討していく。それがインクルーシブ教育の考え方になります。

すごく難しいことを言ってるんですけども、これを完璧に実現している国なんかありません。例えば、イタリアという国は、フルインクルージョンをやっているというふうに言われていますけれども、イタリアは国連から勧告を受けている状況でありますので、私もフィンランドやスウェーデン、アメリカなどいろんな国の学校を見に行きましたが、完璧にインクルーシブ教育を実現できている学校はやはりないです。時代は常に変化していますし、それに合わせて新しい子どものニーズというのは常に生まれてくるので、できるところから一つずつ変えていくプロセス、そのインクルーシブ教育に向かって物事を変えていくプロセスそもそものがインクルーシブ教育であるというふうに言われています。

なので、ここでのポイントは、ともに学ぶこと。同じ場で学ぶ。障害を理由に場が分けられないということと、個々のニーズに応じた学びができるということの2つを両立することが重要であるということです。どっちかではない、どっちかはインクルーシブ教育ではないということです。合わせて、ここには書いてませんが、障害の話だけではないという、いろんな多様な子どもたちがいるということを前提としていくということがポイントになるかと思います。というちょっと広義な意味というか、広義な定義ですね。ユネスコとか言ってるインクルーシブ教育ということは、こういったことが言われているよということです。世界的には、世界的というかユネスコはこういうことを言ってるよということを紹介しました。

それを踏まえた上で、日本はどうなっているのかという話です。皆さん御存じのとおり、日本における障害児教育というのは、基本的には障害のある子どもは別の場で学ぶという形で発展してきました。なので、別の場においては、その子に応じた学びの実践の蓄積がすごくたくさんあります。知的障害のある子どもにはどういう学び方がいいのだろうか、自閉症の子にとってはどういう環境がいいのだろうか、蓄積がすごくたくさんある状

態です。

仕組みとして、別の場においてはその子に応じて柔軟な特別な教育課程を組めるという仕組みになっています。ただ、別の場に在籍しないと、この特別な教育課程は組めない。通級の場合は、通常の学級で通常の教育課程。それ以外の、例えば教科をより柔軟に学びたいという場合は、今の段階では特別支援学級や特別支援学校に在籍する必要性があるという形で発展をしてきました。その後、先ほどお伝えした1993年に通級による指導が制度化されて、さらに2007年には特殊教育が特別支援教育に転換して、通常の学級における支援を必要とする子どもも支援の対象になっています。なので、一応特別支援教育の対象は、全ての子どもたちは特別支援教育の対象になるんですけども、教育課程が違うというのが大きな違いかなと思います。

先ほどあったとおり、2014年に権利条約の批准をきっかけに、インクルーシブ教育システムの方針が示されています。これ2012年の文部科学省の報告書において示されています。ちょっと文書が分かりづらいので、こちらで説明しますが、日本のインクルーシブ教育システムの方針、ポイントとしては、これまでの特別支援教育で行われていた、先ほどお伝えしたこの学びの場というのをなくさないということです。特別の場を維持するという形で発展して、方針が示されています。国によっては特別支援学校を廃止するという、特別支援学級を廃止するという国もありますが、日本はそうではありません。

就学先の決定というのは、これまでは基準に基づいて教育委員会が決めていましたが、基本的には、本人や保護者の意向を最大限尊重していくので、専門家の意見も入れて総合的な判断をしていくという形で変更がされています。一方で、最終的な決定者は教育委員会です。先ほどお伝えしたとおり、教育課程についても変更はありません。その子に応じた柔軟な教育課程を学びたい場合は、特別支援学級や特別支援学校の在籍でないとそれが難しいという制度になっています。

一方で、ともに過ごす共生社会をめざしたインクルーシブ教育システムですので、共生社会をめざすためには何をやるのっていったときに、日本の場合は、特別支援学級や特別支援学校に在籍していたとしても最大限交流及び共同学習をしていくということで、インクルーシブとしているという方針です。どの場においても基礎的な環境整備がなされて合理的配慮が提供されるべきという方針が示されています。

こういった2012年の報告を踏まえて、現状どうなっているのかということですが、皆さん御存じのとおり、特別支援教育対象の子どもたちというのは、倍増している状況です。特別支援学校の在籍者も年々増えている状況で、教室が足りていない支援学校もすごく多いかと思います。一方で、日本の考え方としては、交流及び共同学習をすればインクルーシブというふうに考えている方針なので、交流及び共同学習がどれだけ行われているのかなっていうと、特別支援学校と通常の学校の交流及び共同学習は、ほぼ行われていない。行われている学校間交流をしているのは2割から4割のみという形で、交流している学校はどれぐらいの頻度で交流しているのっていうのを調べると、年に二、三回ですね。ですので、日常的にともに過ごすという機会はほぼないという形です。特別支援学級については、8割のところまで学校で実施しているとありますが、でも8割なので2割は実施し

ていないということなんです。そういうことが現状としてはある状況です。なので、共生社会をめざすインクルーシブ教育システムを構築していくぞと言ったけれども、余り交流の機会というのはほぼないというか、余り変わってないということは御理解いただけたかなと思います。

それに対して、やはり国連から勧告が出されたのが、2年前の話です。障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認識しましょうということ、全ての障害のある子どもに対して通常の学校に来たい子どもは行けるようにしましょうと、それを学校が拒否出来ないようにしましょうと。かつ、学校に行ったら支援何もしませんよという話でなくて、通常の学校に行ったとしても、合理的配慮というのはしっかりと保障していきましょうと。そのためにも通常の学校の先生向けに研修を充実していきましょうということなどが勧告として出されています。

こういったことを踏まえた上で、私が考える日本におけるインクルーシブ教育の課題としては、障害という文脈だけでお話をすると、やはりこの最終的な就学先の決定者が教育委員会であるということは一つ大きな制度的な課題です。

もう一つ大きな課題は、先ほどお伝えしたとおりで、最終的な就学先決定者が保護者や本人になったとしても、結局地域の学校で学んだったらその子に合った指導、内容を学べないよ。地域の通常学級で学んだったら、ほかの子と同じ内容を学べないといけないよという、そういう制度になっていて、その子に合った学びを得るんだったら支援学校か支援学級に行ってくださいねという、何か本来両方の権利が両立しなければならないところが、トレードオフになってしまっているというのが、それが制度的にそうなっているというのが、構造的な問題なのかなというふうに考えています。

ですので、解決すべき点としては2点あると思っていて、1つは、先ほどお伝えしたとおり、就学先決定の在り方を通常の学校を障害のある子どもが選べるようにしていくということ。かつ選べるようにしたとしても、通常の学級自体がこれまでと変わらなかったら選べないので、選択肢があるようでないようなことなので、通常の学級における授業づくりとか学級経営の在り方、学級づくりの在り方っていうのを障害のある子どもがいることを前提に。もっと言うと、いろんな子どもがいることを前提としたものに変革していくという。あと通常の学級を変えていかないとインクルーシブ教育は無理ですね。この通常の学級をどう変えるかというのが、かなりポイントになってくるかと思います。通常の学級といったときに、教育課程の話もありますし、カリキュラムですね、何を学ぶかということもありますし、学級づくりですね、観点もあります。あともう一つ大きいのは、指導体制、支援体制という部分もあるかと思います。

こういったことは、実は、特殊教育の始まりのときから言われてたわけですが。当時の文部科学省の特別支援教育課の課長、当時は特殊教育室長といたらしいですが、今の特総研の所長ですね。初代の辻村さんが言っていたことというのは、個人差に応じた適切な指導は単に障害児についてだけでなく、学級の全員について行われるような教育的諸条件が整備されたなら、そのとき障害児の多くは特殊教育から通常の教育に戻っていけるに違いないとか。

もう一つ、知的障害教育をずっと先駆的にされてきた三木安正という方は、社会が進化して学校もあらゆる個人差を持った児童を同時に教育できるようになれば、特殊学校は不要になるかもしれないという言葉を書いていたりもします。特殊教育をつくった人たち、分類教育をつくった人たちも通常の教育が変われば、別に分離である必要性はないということを書いていたわけです。まさに今こそ、不登校も増えていますので、今こそ通常の学級の在り方という、通常の教育そのものを変えていくときなのかなと思っています。

こういった課題などを踏まえて、私も参加した文部科学省の検討会議、去年の3月に報告が出ていますが、こちらにおいて4つ方針が示されています。

1つは、校内支援体制の充実。これは、通常の学校において、支援が必要な子がいたらすぐに個別支援って今になってしまう、すぐに支援学級とかになるので、そうじゃなくて通常の学校、学級の授業のやり方を見直してくださいという。それを踏まえて、それでも難しい場合は別の教育課程が組める別の場を検討してくださいという、そういう段階的なプロセスが重要ですよねということが言われていたりですとか、やっぱり通級による指導というのが、前回もお伝えしたんですけども、結局、自分の学校に通級がなかったりとかする学校がすごく多くて、そうなるとすごく使いづらいというので、通級による指導というのは充実させていこうと。あとは、通常の学級に在籍していて、一方で特別支援学校での学びが必要な、そういう教育課程が必要な子どももたくさんいるので、そういった子どもに対して特別支援学校のセンター的機能というのをより活用していきましょうという話。4つ目が、インクルーシブの学校モデルの創設というので、これは何かというと、既に予算を確保している状態かと思うんですが、地域の小・中・高と、特別支援学校の校長先生を1人にして一体的に運営するモデル事業をつくらうというものです。そうすることによって、より特別支援教育の専門性を地域の通常の学校にどんどん広げていくということをやっていくということが国としては示されています。

ということで、まとめ、時間がオーバーしそうなので早口になって申し訳ないんですけども、すごく簡単にお話をしましたが、ポイントはやっぱりこの地域の学校で学ぶ権利と個々のニーズに応じた内容を学ぶ権利の両方を両立させていくということが、今後の日本のインクルーシブ教育では、かなりポイントになってきます。そのために必要なのは、通常の学級における教育課程や指導体制、支援体制を充実させたり、多様化させていくという方針がとても重要です。今の通常の学級のやり方を変えずに、障害のある子をそこにどんどん入れていくというやり方ではなくて、そのためにも通常の学級自体をどう変えるかということがかなりポイントです。

検討会議においてお伝えしたとおり、通常の学級でできることを増やしていく。そのためには、特別支援学校でこれまで蓄積されてきた専門性がすごく重要になりますので、支援学校の専門性等を活用しながら、通常の学校のキャパシティを増やしていくということは、私としては、今後の方針としては重要なのではないのかなと思います。

それを踏まえた上で、枚方市はどうしていったらいいのかということです。まず、先ほどの解決すべき点の1つ目ですね。就学先の決定の在り方ということは、これは枚方市もほぼクリアされているのではないかと思います。というのは、原学級保障という形で特別

支援学級に在籍していたとしても、通常の学級で学ぶということをととても大事にされてきているので、本人や保護者が基本的には場を選択する、本人や保護者の意向というのが本当に尊重されているというか、本人や保護者の意向と教育委員会の意向が違う、異なるという場合は余りないのではないのかなというふうに私は認識しています。なので、ここは先駆的にクリアされているのではないかと。それはすごい強みですね、日本ではまだまだそこはやっぱり難しい。教育委員会との意向が全然違いますっていうところが多いので、そこはすごくすばらしい点なのではないのかなと思います。

一方で、課題として、本人や保護者が場を選択するにあたって、通級ってどんなところなの、何ができるところなのとか、支援学校の中でも自閉症・情緒支援学級と知的障害支援学級では、先ほどお伝えした教育課程が異なりますので、それぞれの場で何ができるのということの整理が必要なのではないかと思います。正直、今、枚方市だけではないですけど、この自閉症・情緒と知的障害の支援学級は一緒になっちゃってると思います。ごっちゃになっちゃってると思います。そうすると、その子の学ぶ内容に誰がどういうふうに責任を持つのかということが分からなくなってしまうので、やはりその役割は明確にする必要が、今の制度上あるのではないかと思います。その上で、各全ての学びの場において個々に応じた教育内容や合理的配慮というものが保障できるようにしていくということが、この1つ目についてはポイントかと思っています。

この2つ目は、これ枚方市だけではなくて、これどこも課題になっている、どの自治体も課題ですね。やっぱり通常の学級をどう変えていくかという視点です。行く行くは制度的に個々のニーズに応じた特別の教育課程を通常の学級でも編成できるようにしていけると私はいいと思ってるのですが、まだ制度的にそれは難しいので、少なくとも個別の教育支援計画や個別の指導計画というものをしっかりと策定して、それに基づいてその子の教育内容に責任を持っていくということが重要かと思っています。

通級による指導というのが、先ほどお伝えしたとおり、通級ってそもそも何みたいなのところがあると思うので、やはり通級には指導を拡充して行って、通級による指導で学べる内容はこれという形でしっかりと確立をしていけたらと思います。以前も少し話があったと思うんですが、通級だと教科が学べないから、支援学級から通級に移りたくないという子が多いみたいな話を聞いたんですが、教科そのものの補充はできない。要は、通常の学級で学ぶ教科の代わりに通級で学ぶことはできませんが、通常の学級で教科を学びやすくするために、教科を教材として扱って自立活動の一部として、例えば、読みに障害がある子だったらICTを活用してどうやって読むかとか、その子にとっての合理的配慮と一緒に、教科における合理的配慮を通級の場において一緒に考えるかということでは可能ですので、ちょっとそこもすごく先生方の中では混乱があるのかなと思うので、そういった点も含めて通級でできることが何なのかということを整理してくということ。その上で通級を拡充していくということも必要なのかなと思います。

この学級経営というのは、枚方市は私は既にいろんな実践の蓄積があるのではないかと思います。やはりこれまで原学級保障でされてきているので、多様な子どもたちがいることを前提とした学級運営ってどういうやり方がいいのか。障害のある子どもがいることが

前提とした授業ってどういう在り方なのかということは、素晴らしい授業をされてる先生はいらっしゃると思うんですね。すばらしい学級づくりをされてる先生いらっしやると思います。ただ、隠れていると思うので、そういう先生たちを発掘して行って、通常の学級の授業のやり方をどうやって変えていったら障害のある子も含めてみんなが学びやすくなるのかということと言語化して、それを蓄積して広げていく。こういった取組が必要なのではないかと思います。

最後、指導体制、支援体制というところに関しては、ダブルカウントの話がありました。これもすごく枚方市ならではの強みである少人数学級編制だと思うので、これは維持をして行って、特別支援学校のセンター的機能がどれぐらい活用されているのか分からないんですけども、活用をより推進していくですとか、支援をより充実させるですとか、特別支援教育コーディネーター、今校務分掌になっていると思うので、ちょっと専任化させてみるとか、ちょっとそういう方法を活用して解決していけるといいのではないのかなというふうに考えています。

行く行くは、私は日本はこの特別支援教室構想というのができたらいいんじゃないかなというふうに思っていて、これも御存じの先生もいらっしやるかもしれませんが、これは特別支援教育に転換したときに出た案で、結局うまくいかないというか、進まなかったんですけども、特別支援教室構想というのは、原則全員が通常の学級に在籍しながら、子どものニーズに応じて必要な時間数、別室で学ぶという、通級と特別支援学級が合体しているようなものですね。でも基本的には在籍は通常の学級であると、こういった構想は一応国としても出てはいて、私も参加した有識者会議においても特別支援教室構想の具体化に向けて検討してくということをやられているので、モデル事業などを経て、行く行くはこのような形になっていく可能性というのはあるかと思います。なので、そういった国の方向性というのを踏まえた上で枚方市だからこそできること、枚方市は原学級保障をしてきたからこそ、この構想を、今の制度でできる範囲にはなりますけれども、先駆的に実現できるのではないかなというふうに思っています。

ということで、すみません、ちょっと時間が延びてしまって申し訳ないんですけども、かつ早口で申し訳なかったんですけども、結論として、そういった国の状況などを踏まえた上で、枚方市、この審議会としてもこういう方向性で検討できるのではないかなと思っているのが、まずは多様性を前提とした通常の学級の在り方をちゃんと模索していきましようということですね。これまでの実践をちゃんと言語化して、蓄積して行って、広げていきたいと思いますというのが1点。これは枚方市だけではなくて、日本全体の財産になると思います。これまでちょっとカリスマ的にされていた先生の実践をちゃんと言語化していくということです。かつ通常の学級における個別の教育支援計画や指導計画も、もう既にこれももちろんされてるとは思うんですけども、よりこれを徹底していくということ。

もう1つが、やはり特に小学校だと担任の先生が1人で抱え込んでしまうような、通常の学級のこの1年1組だったら1組の先生が全部やらなきゃみたいな形で抱え込んでしまうような状況もあるので、そうならないような校内支援体制の整備や充実というのも考え

られるといいのではないのかなと思います。

あともう1つは、先ほどお伝えしたとおり、通級による指導や知的障害支援学級、自閉症・情緒支援学級の役割の明確化。何がそれぞれの場でやることは何なのかということですね。違いは何なのかということです。通級の拡充や充実というものと個々のニーズに応じて子どもたち一人一人のニーズをどういうふうに把握するのか。また、その把握した内容に応じて、特別の場をどう活用しているのかということや誰がどう決めていくのかということも、これは前回の就学先決定の在り方というところにつながってきますが、それを特別支援教室構想をやるにしても、やっぱりその決め方がすごく重要になってくると思うので、診断で決めるという形ではなくて、やっぱりその子自身がどういう教育内容が必要なのかとか、どういう合理的配慮が必要なのかということがあった上で、どの場に在籍するのがいいのかとか、どういう特別な通級などを利用する必要があるのかどうかということなどをその順序で決めていけるといいのかなと思うので、それをどういうふうに決めていくかということはこの審議会でも検討できるといいのかなというふうに思っています。

こういった形でやっぱり何かを変えていくって、私いろんな自治体の審議会をやってますけれども、国全体もそうですけれども、一気に何かを変えようというのはとても難しいですし、現場にとってもすごく負担だと思います。特に、どこも教員不足で、先生たちもすごく負担が高い状況だと思うので、何か、一方でやってみたいという学校もたくさんあると思うので、例えば来年度は、来年度なのか再来年度なのか分からないですが、モデル校を指定して実践していくという形もありなのではないのかなと思います。私が委員をやっている箕面市ですね。お近くの箕面市では、このような形でモデル校を指定して、今実践をされてるところでもあるので、参考にさせていただけるといいのかなと思います。

すみません。すごく早口にいろんな情報を言ってしまうと分かりづらいこともたくさんあったと思うので、もし御質問などありましたら、いただけたらと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

(会長) 野口委員、ありがとうございました。いただいた資料を見ながら、少し振り替えていきながら、皆さんの御意見をいただきたいというふうに、御質問でも結構かと思いますが。

まず、パワーポイントの資料をいただいておりますけど、そこの28ページのところに、ここまでのまとめというようなことが書かれておまして、その中に、日本の障害児教育は障害のある子どもは別の場で学ぶことをベースに発展してきているというようなことですね。それから、障害者権利条約を契機として、多様な場を含めた形でインクルーシブ教育システムの構築をしてきたが、ともに学ぶ機会は少ない。その要因として、学ぶ場と学ぶ内容がひもづいた制度になっているということですね。それから、地域の学校で学ぶ権利と個々のニーズに応じた内容を学び支援を得る権利の両方を両立させることが必要であると。通常の学級における教育課程や指導・支援体制を多様化させる必要がある。それから、最後ですかね。国連の勧告を踏まえた検討会議報告においては、今後の校内支援

体制の在り方を工夫し、より通常の学級でできることを増やしていくことや特別支援学校の専門性を通常の学校に広げる方向性が示されている。

このようなことをございました。こちらについて、御意見であるとか御質問であるとかございましたらば、委員の皆様からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(井村委員) うるさいことを言うと思うんですけど。支援学校の専門性っていうのが、私はクエスチョンな状態です。特別支援学校の専門性って一体何ですかっていうところが実はずっと思っているところがあるんですね。

私の娘は小・中、地域の学校に行って、高等部支援学校に行って、そのあと卒業前に退学して定時制の高校に行ったんですけども、一番専門性に疑問を持ったのが支援学校だったんです。なので、本当に枚方市の先生方というのは、地域の学校の先生方というのがすごく専門性があると思っているんで、さっき野口委員がおっしゃってたみたいに、上手に障害のある子もない子も当たり前と同じ教室で授業をしてきて来られてる先生って多分どこかおられると思うんです。昔からそういう形を結構貫いてされてる方、そういう思いを持ってる方がいると思いますので、そういう先生のほうが逆にすごく専門性を持っていると思うので、全国の支援学校を見比べたら、またいろいろ専門性があるなと思われる方、すごくいっぱいいるのかもしれないですけど、枚方市の先生たちはやっぱりすばらしいと思っているので、ぜひ教育委員会の方、発掘していただけたらと思います。

(会長) 専門性の在り方ということですけど、何か野口委員からお話ありますか。

(野口委員) ありがとうございます。おっしゃるとおり、その専門性といったときに、特別支援学校においてはやはり個々の子どもの今の状態をアセスメントするという点だったりとか、あとはその個々の子どもの障害特性に応じて、どういう指導方法がいいのかなということを専門に、例えば大学の養成課程で学ばれているので、免許を取る過程では学ばれているので、その専門性の種類が多分違うと思うんですね、今委員がおっしゃったものと。おっしゃるとおりで、今後必要な専門性は、ともに学ぶための専門性です。なので、ともに学ぶために何が必要なのかという観点で、当然、特別支援学校もいろんな先生がいるので、通常の学校もそうですね。どの学校の先生も全て専門性があるとはいえないと思いますし、この学校だからいいとか、あの学校だからいいというのはないと思うんですけども、全国で見たときには、そういった個別に対する支援の専門性というものを地域の通常の学校の専門性と融合させることによってともに学ぶ専門性というのを確立していきましょうという、そういう方向性が示されているということで、枚方の場合は、おっしゃっているとおり、既に地域の学校で、ともに学ぶ専門性ってあるのかもしれないですね。ただそれって言語化されていない、私も知らないんで。じゃ具体的にどんな専門性があるんですかと言われて、多分それみんな同じことを言えるかといったら多分難しいと思うので、やっぱりそこをちゃんと言語化して、その先生だけができるんじゃないかって、ほかの先生でもやっぱりできるようにしていくというポイントが枚方市においては重要なのか

なっているふうに今お話をお伺いしていて思いました。以上です。

(会長) いわゆる教師の専門性を融合していく必要があるんじゃないかというところでしょうかね。通常の学級、地域の学校、通常の学校の先生方と、それから特別支援学校の先生方が連携を取りながら、文部科学省でもクラスターというのをつくっていて、地域の中でさまざまな専門性のある方々が集まって、学校を問わずいろんなところからいろんな教えていただいたりとかということが必要だっているふうな取組も行われておりましたけれども。

そのほか、御意見とか御質問とかございましたら、お願いしたいと思います。

(柏木委員) よろしいですか。市立ひらかた病院の柏木です。よく分かる御講義、ありがとうございます。

このインクルーシブ教育でともに学ぶというところでまとめていただきました。同じ場で学ぶということと、個々のニーズに応じて学びをしているというこの2つを両立するという状態ということなんですが、これ何て言いますか、相反するわけではないですが、同じ場で学びながら個々のニーズに応じるということであれば、ちょっと別々に個別にしていくということと同じ場所で学ぶというのは、少し相入れないところもあるかなと思います。

例えば、能力別のクラス編制とか、そういうふうなことに関しては、どのようなインクルーシブ教育と能力別クラス編制みたいな考えとはどう違うのか、同じようなことだと考えられてるんですが、その辺をちょっと教えていただければと思います。

(野口委員) 御質問ありがとうございます。これはまさに学校教育の目的そもそも何というところにもつながってくるかと思えます。

例えば、学校教育の目的は教科を効率よく学ぶことであるということだったら、能力別で自分と同じ能力の人たちとだけ学ぶということが、例えばよしとされると思うんですけども、インクルーシブ教育は何のためにあるのかということ、やっぱり共生社会。インクルーシブな社会をつくるためのものなので、やっぱりそうなったときに、多様な人とともに、多様な人とやり取りをする、多様な人と協働的に学んでいくというか過ごす、多様な人といろんな問題を解決していくとか、そういう機会がむしろ必須にはなってくると思うので、国語を例えば効率よく学びましょうということだけを目的にするのであれば、能力別だと思うんですけども、やっぱりそこだけが学校の目的ではないですよね。ということ考えたときには、やはり能力別、例えば能力別の教科は教科としてあってもいいのかもしれないんですけども、ずっとそれだと、やっぱり同じような人とばかりしか学ばないので、なるべく多様な人と学ぶ機会があったほうが良いという考え方にはなっているかと思えます。なので、すごくそこは学校の一番大事にしたい目的をどこに置くかみたいなところによってくるかなというところではあります。

(柏木委員) ありがとうございます。よく分かりました。

(会長) 能力別、習熟度別というような言い方もしたりしますが、その中でいろんな能力別といますか。

私も一つお聞きしたいところは、学習指導要領というのがありまして、学校はその学習指導要領に基づいて学習を進めていくというふうなことが基本になってるんですね、日本の場合。そのことについて、どのようなお考えをお持ちになってるのかなということをちょっとお聞きしたいなと思っています。

(野口委員) ありがとうございます。今、やっぱり学習指導要領が、通常の学校の学習指導要領と特別支援学校、小・中・高の学習指導要領と特別支援学校のもので分かれている部分があると思うので、個人的には一元化したほうがいいのではないのかなという考えを持っています。

前回の指導要領の改訂のときに、知的障害の教科についてちょっと行く行く統合できるんじゃないのかなみたいなどころまでは来てるのかなというふうに思うので、何かより多様な子どもたちが学ぶということを前提とした学習指導要領の形に今後変えていく必要があるのかなと思います。

ただ一方で、今すぐいいなと思っているのは、通常の小・中・高の学習指導要領の中においても各教科ごとに配慮事項というのがちゃんと示されていて、そこにおいて合理的配慮として何ができるのかということを示されているので、まずはそこを通常の学級の先生たちに見てもらって、通常の学級の中でそういった配慮事項というものがされるということ、まずはそこが第一歩なのかなとも思っています。すみません、回答になってますか。

(会長) ありがとうございます。野口委員の説明の中に、特別の教育課程の編成ということが結構出て来てるんですけども、今学習指導要領ということについてお伺いしたのは、基本的に学年の学習指導要領、通常の学級であれば、その学ぶ内容を全て教えなければいけないというのが学校の教員に課されているところなんです。

それに対して、特別な教育課程を編成するというふうなことは、今の特例校であったりとか、特区というところではそういったことが行われているんですけども、実際の通常の学級の中で特別な教育課程を編成するということについては、具体的にはどのようなイメージをお持ちになってらっしゃるかということについて、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

(野口委員) ありがとうございます。枚方市でも恐らく、実態としては特別の教育課程を通常の学級でもやってるんじゃないのかなと思ってるんですけども。要は、教科の学び方だったりとか、その子に合わせて変えたりとか、教科の内容というのをその子に合わせた目標にしたりとかということをして既にされていると思うので、私はやっぱり通常の学級の

中でも今の特別な教育課程、個々に合わせた教育課程というのが組めるように制度的にも、実態としては多分そういうふうやってるところって結構あると思うので、制度的にも変わっていくといいのではないのかなというふうに思っています

(会長) ありがとうございます。その中で、モデル校の設置であつたりとかということがありますけど、今の日本の中でモデルとなっているような学校っていうのがあれば、幾つか教えていただけたらありがたいなというふうに思っておりますが、何か、こちらでも見本となるような学校というようなものがあればありがたいなと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

(野口委員) ありがとうございます。幾つか私に関わらせていただいている学校があつて、それぞれ強みは全然違うので、それぞれ見ていただけるといいかなと思うんですけども。

例えば一つは、私がもう四、五年ぐらいかかわっている学校で、埼玉県戸田市の喜沢小学校という学校です。こちらは後で記事を共有しますが、何をしているかという、やっぱり生徒指導の在り方ということを根本的に変えて、子どもたちと一緒にルールを作ったり、校則と一緒に変えていくみたいな、近いですけれども、子どもたちと一緒にルールを作っていくか。あとは通常の授業の在り方というのを自由進路学習とか個別最適な学びという形で、本当に自分のペースで学ぶみたいなことをされている学校です。

かつ、この学校は、通常の学級の先生たちが月に1回、会議をする中で、通常の学級の授業のやり方というのを一緒に見直して、本当にこの授業のやり方で多様な子どものニーズに応えられているかどうかということをお互いに相談し合いながら、より授業をブラッシュアップしていくということもされているという、本当に非常にいろんな取組をされている学校なんですけれども、そこが一つお勧めとしてあります。

あともう一つは、東京都の狛江市の狛江第三小学校という学校ですが、ここは、通級も支援級もある学校で、自閉症・情緒の支援級と通級があつて、この通級や支援学級でやっていること、そこで使っている教材とかを通常の学級でも使えるように工夫をして、そうすることによって通常の学級の在り方をちょっと変えようとしていこうとしている学校もあります。

そのほかでいうと、広島県の廿日市市の宮園小学校というところ。ここは私直接関わっていないで視察に行かせていただいた学校なんですけど、ここは自由進度学習で有名な学校で、これも通常の学級のその授業のやり方というのを、もう一切先生が一斉授業みたいなのをやらずに、子どもたちが自分のペースで計画を立てて学んでいくというやり方をしている学校もあります。それぞれいろんな強みというのがあるので、それぞれ見ていただけたらと思います。

(会長) ありがとうございます。日本でも今イェナプランであるとか、さまざまな取組をしている学校というのが出て来てるかなというふうに思います。僕だけ聞いてもしょうが

ないので、委員の皆様からも御質問とか御意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。はい、小出委員、お願いします。

(小出委員) 教育課程のことで、枚方市で通常学級で工夫して取り組まれている小学校もあると思います。関西発信の、関西から通常学級を変えていこうということで、「オモロー授業」というのに取り組まれている方たちがいるんですけど、その発表会で氷室小学校の校長先生も登壇されたことがあるんですけど、そのオモロー授業は通常学級でいろんな学び方があることも言われていたんです。ICTを使ってノートを取る子もいれば、紙で書く子もいれば、いろんなやり方で授業を受けるというの也被言われていて、普通のクラスの授業だと机をしっかりと並べて受けるのが普通だと思うんですけど、いろんな形で、半円になるような形で今日クラスで授業されているクラスもあって、いろんな工夫を学校で取り組まれているそうなんですけど、そういうオモロー授業というのを関西でいろんな先生が発表されてるんですけど、枚方市でもそうやって取り組まれている学校もあるので、そこをまた見てもらえたらなと。

学校の中でほっこりスペースもたくさん取り入れていたりもしてましたし、授業ではグループ学習でテーマや学ぶ内容はあるんですけど、子どもたちが個人で勉強を進める子もいれば、何人かで集まって勉強を学ぶ子もいれば、先生に聞きに行くという、1時間の中でそういう授業を進められているクラスもあったので、多様性に応じた授業づくりを枚方でも取り組まれている学校があるんだなと思って、今日行かせてもらっていました。

(会長) 関西でもそうした動きっていうのが始まっていると。オモロー授業って言うんですかね。面白い授業という意味ですかね。片仮名ですか。

(小出委員) 片仮名で。ユーチューブでも検索すれば、いろんな発表会で先生方が話をされてたかは一部見れたりします。

(会長) ありがとうございます。今、多様性というところがちょっと一つ視点になってきておりますけれども、学校の現場ではいかがでしょうか。多様性への対応というようなところで。内田委員とか、いかがでしょうか。

(内田委員) 通常の学級でということですよ。さっきちょっとだけ運動会の徒競走の話が出てきたときに、今年の運動会の6年生のリレーを思い出していたら、スウェーデンリレーという名前で、距離を子どもたちが決めていた。チームの走る周数は一緒なんだけど、一人一人がどれだけの距離を走るかは作戦で決めているので、結局見ている側は、一体だれが、どこのチームが勝っているのかはずっと分からないまま見ているので、ピブスをつけたアンカーが走ると、あっ何色が勝ったのかっていうのが最後に分かるようなリレーをして、何かそれっていいなって思った。その話し合いの過程は見えないので、子どもたちが足の遅い子も速い子も納得してたらいいなというのはちょっと思ったという

か。一方的に、「おまえ遅いから距離ちよつとな。」みたいなことを言われてなかったらいいなという心配はしたけれども、全員が納得してそんなふうに走って、速い子も遅い子も満足してたら、それはそれでいい取組だなというふうに思っていました。以上です。

(会長) ありがとうございます。今のお話のここまでのまとめというところだと、やっぱりいろんな子の学びの場であったりとか、それから多様なインクルーシブ教育システムの構築をしてきたけど、特に学ぶ機会が少ないというふうなところ、その点については、枚方市はダブルカウントであったりとかいうようなことなどが行われていて、それで可能になっているというお話があったかなというふうに思っていました。

それでは、ちょっと35枚目のところを開かせていただくと、枚方市の今後の方向性というところで、2点、御提案をいただいていたかというふうに思います。

1つ目は、多様性を前提とした通常の学級の在り方を模索していく必要があるのではないかなというふうなことです。通級の学級で多様性に対応していくといったような、先ほど専門性というお話も出ましたが、そういったことを考えていく必要があるのではないかなということ。

2点目は、通級による指導それから知的障害支援学級、自閉症・情緒障害支援学級、その役割の明確化というようなことが出されておりましたけれども、そういった点について皆さんの御意見をお伺いできたというふうに思います。今後の方向性ということで、その点についていかがでしょうか。小出委員、お願いします。

(小出委員) 通常の学級が楽しくなれば、やっぱり不登校の子も戻って来たりとか、戻って来やすかったりとか、ちょっとグレーだったり軽度だったりという支援が必要な子も戻って来やすいのかなというので、方針としてはすごくありがたいなと思って聞いていました。

新しいことを始めるとなったら、先生たちはキャパもあるという考えがあったり、マンパワーが足りないという考えも出て来るかなと思うんですけど、モデル校に、もしなっていたら学校があるんだしたら、新しいことをやってみたいって思ってもらえるような校長先生だったりを中心となっていて、新しいことをやってもらえたらなというのは思います。しんどいとか、新しいことを始めるのは大変だっという学校ももしかしたらあるかもしれないので、先生たちの働き方改革も大事にしながら、新しいことを初めてもらえるのがいいのかなと思います。

(会長) そのほか、御意見あればお願いしたいと思いますけど。はい、お願いします。

(椋山委員) 失礼いたします。中学校のほうからもちょっとお話をさせていただきたいと思いますが。この方向性というのは、ここで提案という形でまとめていくことになるのでしょうか。先ほど言っていました、やる気のある先生たちでっていうことなんですけれども、実際、先生たちがやりたいことはたくさんあると思いますし、中学校のほうで

は、やりたいことも考えていることもいろんなことがあると思います。ただ、やっぱりどうしても学習とか、それから委員会のほうからも学力向上というのもずっと言われてきておりますので、例えば、学力を維持する、向上させることと、この方向性を考えていくということと、両立という言い方は何か違うような気がするんです。今ずっと御提案いただいたお話も聞かせていただいたことについては、本当にそうだと思いますし、考え方を転換して、一緒にみんなで学ぶ中でどんな力をどうやってつけていきたいのかということ、そのものを考え直していかないと、片方で点数を維持するということを言いながら、それは維持しながら、みんなで学びの場を作っていくということがどのような形になるのかということイメージするのが難しいかなっていうふうに思います。

中学校においては、特に卒業後の進路ということも考えないといけませんので、ある程度、学力というか、点数が取れるということも必要になってくる部分もあるかと思います。どうしても高校入試もありますので。そういうことも含めて考えながら、ただ、今の学習の在り方、学習の仕方とか、今までの学習の在り方なども全部いろんな部分から考え直しながら作っていかねばいけないうんじやないかなというふうに思います。漠然とした言い方で申し訳ないんですけども。今まで学校というのは本当にいろんなことを求められて来たんです。そんな中ですごく私の中でもずっと戸惑いがあります。ちょっと長くなりますが。

私はもう今38年、枚方市ですずっと教師をしてきておりますので、もともと原学級で子どもたちと一緒に生活をするというのは、教師の方から考えて求めてやってきたことだというふうに思っているんですね。いろんな子を地域で一緒に学ぼうということをやっと私たちも取り組んできましたし、その中でどんなことができるのかということをやっと考えながらやってきました。でも、その取り組みに対しても賛否両論があったことはこの間確かであります。学力を上げるということと、どうなのだというような議論もあったように思います。でも、ずっと枚方の中では先生たちが一緒に地域で学ばないといけないうんじやないかという思いをずっと持って来たから、この間ずっとこれが続いてきたのではないかなというふうに思っていますが、ただその中でもやっぱり支援学級があるのに、ずっと教室にいるのはどうなのだというような議論もありました。支援学級でもっと専門的にその子の力を個別に伸ばす必要もあるんじゃないかというような議論もありましたので、そんなことも全部含めながら、これから通常の学級で、みんなで学ぶことをどんなふうに考えていけばいいのかっていうことは、教育委員会も含め、保護者の皆さんも含め、それからもちろん教師もみんなでどんな学び方があるのかなとか、どんな生活の仕方があるのかなということを考えていかないといけないうんじやないかなと思っておりますので、随分大きな話だなというふうに思っています。もちろん出口の高校入試のことも含めて考えていかないといけないうんじやないかと思っておりますし、今どうしたらいいのかっていうことを考える中でなかなか難しいんですけども、何かみんなとともに生活をするということについて考えないといけないうんじやないかというふうに思っています。いろんな方向から出てくる中で、ちょっと学校は戸惑いもあるなというところもあると思います。

(会長) とても大切なお話をいただいたというふうに思います。学力の保障というのも求められていることでもありますし、多様性に対応するというふうなことも求められています。基本的には、やはり一人一人について考えていくということがとても大事だろうなというふうに今のお話を伺って思ったんですけども、やはり支援学級での生活がその子にとって安定を保つことになる。あるいは支援学級に入ったとしても、そこから通常の学級に戻っていけるような働きかけであるとか、そういったことについてやっぱり一人一人のことを見て考えていくというような、そういった体制ができていくというようなことが必要なのではないかなと思って伺っておりました。

今の枚方、先ほども文部科学省からの通告みたいなのがあったということがありましたけれども、いろんな一人一人の多様性というところで、ある程度対応された取組というのが行われてきたわけなんですけれども、その一方で、前に牧村委員からお話があったように戻りたいというような子どもたちの中にはいると。そういった本人の意識であるとか、それからそういったものも拾い上げながら一人一人のことを考えた対応を行っていく、そういったことによって1日1時間来るというようなことでいいよということであったりとか、それから2時間来る子もいれば、それから戻っていくことを前提として通常の学級での生活を少しずつ増やしていくのか、そういった在り方というようなことというのを検討していく必要があるのではないかなというふうに、今のお話を伺っていて私が思ったところですけども、ほかの皆様はどのようにお考えでしょうか。

(牧村委員) すみません。先ほどお話を聞かせていただいて、実際、子どもが支援の教育を受けるというような形なんですけど、子ども自体がその支援ということを分かれたいくないという部分に関しての方向性というか。特に小学生の間は、別にそこまで嫌がるというのはあれかも分からないですけど、やっぱり高学年、中学生になってきた場合は、そのこと自体知られたくない。ただ、やっぱり自分はちょっとなかなかみんなより勉強ができない、何でだろうという部分の一人一人の個別で見るとか、分かれずに教育をうまいことやってあげるっていうような支援という部分も本当に難しいんじゃないかなというふうに思いました。

また、こちらの委員さんの皆さんでお話ししている部分だけじゃなく、やっぱり生徒と教員の方が現場の一番の中の部分になりますので、やっぱり先生方の御意見っていう部分を反映して進んでいっていただきたいなっていうふうに、ちょっと感じました。以上です。

(会長) ありがとうございます。廣井委員はどのような御感想を。

(廣井委員) 私の子どもが今小学生と中学生と両方いてまして、長男はちょうど中学に上がったところで私もまだ中学の学校生活というのが親としてはちょっと初めてなので探り探りという感じです。やっぱり小学校と中学校ではすごく雰囲気は全然変わって、やっぱり学習が言われるようになるというのは実感としてあったので、先ほど校長先生のほうで

おっしゃられたように、学力の向上というところがすごく力を入れないと先生方もいけないんだろうなというのは、親としても感じます。それについていけないと、本人の自己肯定感がとても下がって学校に行きたくないみたいな感じにどうしてもなるなというのはたから見てて思っていて。でも先生方も今特にICTの授業を取り入れててということをしごくされてるみたいで、そっちにすごく力を入れているので、ついていけない子に対してのフォローまではなかなか行き届かない、それは当然かなとは思うんですけど、過渡期にあって、先生方もきっと悩まれてるんだろうなというのはすごく感じます。

通級の利用についてというのが、私は余りよく、中学校の通級と小学校の通級の違いというのが今よく分かってなくて、初めて勉強の仕方とかICT機器の使い方とか、そういうところも通級でフォローしてもらえるとということを聞いて、それは知らなかったなと思って。先生方の通級の担当のほうからもその辺は余り言われなかったもので、現場の先生方もきっとどうしていいか分からずにいろいろ迷っているのかなというのを思ったので、その辺のノウハウとかを現場の先生方が迷わないでいいような、何か研修とかそういうのがあるのか分からないですけど、そういう場があったらいいのかなというふうに。親のほうもそういう情報をもらえるような、親とも共有できるような感じにできたら、もうちょっと子どもたちも自分の特性とかに向き合って行きやすいのかなというふうに感じました。

あとは、小学校のほうですけど、私個人的には放課後等デイサービスのほうでちょっと働いてまして、お子さんたちの宿題とかをよく見たりはするんですけど、そこでよく特性のある子にとっては取組にくそうな課題をよく持って来られてて、普通の子だったら1個1個漢字ドリルとか書いたりするのはそんなに大したことではないんですけど、やっぱり特性のある子にとっては1個1個書くのがものすごく大変だったり、集中するのが難しかったりというのがあるので、その辺も宿題の目的というのが、何なのかなというところに立ち返る必要があるのかなというのは日々見てて思います。漢字をただ覚えたらいいって、漢字を覚えるのが目的だったら、別に漢字ドリルじゃなくてもいいのかなとも思うし、あとはプリントもすごく小さい字で書いてあってすごく書きづらいようなプリントが配られてたりするときもあって、その辺は先生方に専門の知識があれば、いろいろ工夫されたりということではできると思うんですけど、知らない先生だとそのまま出されると思いますし、知っていてもなかなか業務上忙しくてできないってということもあるのかなというふうに思います。宿題とかの在り方とかもちょっと今までの知識というか、こういうのがよかったよというのをいろんなところで共有できるような場が先生方とか、もし放課後デイサービスの人間とかとの共有が必要であれば、そういう場もあれば、もっと子どもたちも学習に意欲を持てるのかなというのは感じました。以上です。

(会長) ありがとうございます。情報共有ですよ。保護者の方ともしっかり情報共有をしていくということが大切だというようなお話をいただいたと思います。それから宿題というのが結構、私も教員をやっていた時代があって、保護者の方から宿題を出してくださいって頼まれることが多かったんですね。そうすると、みんな同じように出さないと不公

平じゃないかみたいなどころもあつたりとか。先ほどちょっと学習指導要領の話をしました
たが、宿題を出せとは1行も書いてないんです。ですので、私の同僚で宿題からの解放と
いう本を出した人がいるんですけども、その辺もあり方というのは考えていく必要がある
だろうと。その子一人一人のことを考えて、学校のことだけではなくて、家庭の生活に対
しての情報の共有であつたりとか、その辺の多様な在り方みたいなどころを、仕事が増え
てしまうみたいなどころがあるかもしれませんけど宿題はね。そこも考えていく必要があ
るんじゃないかなというふうに思っておりますが。

法律的な側面から、渡邊委員はどのようなお考えをお持ちだつたりとか、印象を。法律
的な側面からだけでなく結構ですが、お話いただければと思います。

(渡邊委員) 渡邊です。法律的な側面からではないかなと思ひながらなんですけれども、
野口委員からお話いただいた、ユニバーサルデザインというのは全ての子どもたちにとつ
てハッピーなことだと思ひんで、ぜひ進めていただきたいなと思ひているところでは
す。

私として2点、思ひているところは、情報の共有であつたりどういうやり方をしていく
か、あとは支援計画を作る中で、今現状を見るとお子さんの声って余り反映されてないん
じゃないかなって思ひているところで、お子さんが権利の共有主体で、守られる
べきじゃなくて、お子さんが権利の共有主体なので、お子さんの意見も聞いて、上手に言
えない子だつたら聞くための手伝いをしてあげて、お子さんにもきちんと説明をしてあげ
ると思ひるのができたらいいなと思ひています。理想かもしれないけれども。

あともう1点思ひているところとしては、学校の見学に何月でしたか行かせていただい
たときに、記憶でお話しているんで正確ではないんですけど、ソーシャルスキルトレー
ニングの力を持った先生がいるんだという話を中学校の校長先生がしてくださつたと思ひ
んですけれども、そのソーシャルスキルトレーニングの研鑽を積むためには、その先生が個
人の時間を使って個人で費用を払って研修に行つて、持って帰つて学校に広めているんだ
という話をしてくださつたんです。そこは、個人の先生に頼るべきところではなくて、例
えば、教育委員会から費用の補助を出すとか、学校の誰か代表で行つていただいて研修を
して持ち帰つていただくとか、個人の先生に頼らない形の体制をつくつていけたらいいの
ではないかなというふうに思ひています。そういう意味では、例えば、モデル校を指定す
る場合に、そこにたくさん支援が必要じゃないかなと思ひます。以上です。

(会長) ありがとうございます。本人参加自己決定という言葉が、1990年代かな、国
際障害者年あたりで出されていて、やっぱり個別の指導計画とか個に応じたというふうな
ことを考えるのであれば、自分の意見が言えるようになっていく、それで自分が何を学び
たいのか、どうなつていきたいのかというふうなことを個別の指導計画などに反映させて
いけるような形というのが出来上がつていくと、やはりその子自身も意欲的になれたり
とか、それが主体性であるとかということにつながつていくといったようなことになるの
かなと思ひて、お話を伺つていたところでございます。

多様性というようなどころで少しお話を。多様性への対応ということですけども、多

様の対応というのは、学校の授業だけではなくて、やはり一人一人を考えるであつたりとか、家庭との情報共有をしていくであつたりとか、それから、本人自身も少し参加しながら自分はどうなりたいのか、何を学んでいったらいいのかといったようなことなどを自己理解につながるような形のものをつくっていくといったような、ある程度、そういった丁寧などいいますか、それが個別最適化というところにもつながっていくのではないかなというふうに考えられるような意見をたくさんいただいたかというふうに思っています。

最近、教育のキーワードでのティーチャーなのでティーチングっていつて教えるというようなことではなくて、気づいて自分で取り組んでいくというコーチングというようなやり方を意識していくということが大事だよというふうに言われるようになってきたんですね。ですので、この多様性というところでも、やっぱり自分自身がどう考えてるのか、そういったところを保護者の方と共有をしていくというふうな取組などができていけるのかなという形でお話を伺っていたところでございます。

2つ目にちょっと移りたいんですけども、通級による指導、それから知的障害支援学級、自閉症・情緒障害支援学級の役割の明確化っていうことが書かれていて、そこには通級の拡充、充実というようなことであつたり、個々のニーズに応じた特別の場（通級、支援学級）における指導（内容、時間数）（特別支援教室構造に向けて）っていうようなことなどが書かれておりますけど、この辺の役割の明確化という当たりのことについては、何か御意見とかございましたらお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

内田委員はどうでしょう。

（内田委員）この知的障害支援学級と自閉症・情緒障害支援学級、混ざってるんじゃないかっていうお話があつて、もう本当にそのとおりだとずっとこの審議会を通して思ってるんですけども。

私もここで前回初めて知ったのが、下学年の内容を勉強する場合は、知的のほうではないと駄目なんですね。今のところ自閉症・情緒障害は特別な教育課程を組まないことになってると教えていただいて、合ってますよね。それにまず、あつそうだったのかと、まずそれを知らなかったんです。

例えば、不登校の子が支援学級に入った場合、知的に遅れがないってアセスメントで取ったら、自閉症・情緒障害のほうに入れてたんですが、やっぱり来てなかった部分の学習の補充となったらどうしてもやっぱり下学年の内容を教えていて、あれは間違いだったのかと思つたりとか、あと難しいのが途中で学級種別を変えられないことになってるのに、新1年生をどちらに入れるのかというのが、今年度も凄く悩んで、発達検査を受けてる子だったりしたらこっちかなとか、ある程度の指標にはなるんですけど、例えば、保育園や幼稚園の先生にこの子は知的と自閉・情緒どっちですかねと聞いても、どちらでもいいけると思います、どちらでも当てはまりますというお答えだったりとか、学習が始まっていないのに、これから先どの程度学年の学習についていけて、どの程度どこら辺からしんどくなっていくのかということがちょっとやっぱり分からない、話を聞いたり様子を見るだけでは分からなくて。だからこの役割の明確化って言われたときに厳しいなって思いなが

ら見てはいました。厳しいんです、非常にこちらとしては。

(会長) 前回の委員会の際に、どんな子が入級するのかというのが自治体によって結構違っているというふうなところも出ていたのかと思いました。例えば、自閉症・情緒学級であると自閉症の診断を受けている子だったりとかという自治体もありましたし、割と枚方の場合はどっちなんだろうねとか、ちょっと分からないっていうようなことなどの曖昧さみたいなのところというのがあるのかなというふうなところですけど、どうですかね。学校の現場の中では。

(椋山委員) 実際に自閉情緒と知的を重複されている方も結構いらっしゃるんで、主たる障害と言われるんですけど、それをどうしますかみたいなことを言いながら、知的にする、知的障害学級に入れるのか自閉症情緒に入れるのかということも学校でも判断していくんですが、やっぱり言うてはるように、小学校では難しいと。知的と自閉情緒と区別するというのは、小学校に入る段階では非常に難しいなというふうな。私も小学校でしばらくおりましたとき、やっぱり幼稚園、保育所の先生たちもそういう目では見ておられないので、小学校に入る段になってどっちにしますかということですから難しいなというふうには思います。

中学校で見えてもやはり重複されている方が多くいらっしゃいますので、どちらに入るかということ、小学校から大体引継ぎで来るんですけども、中学校になって学級種別を変えることもあるかなというふうには思います。ほとんど小学校からそのままになりますが。

ただ、学級編制上の問題で、もう知的のほうに在籍しといてもらおうかなという、学級編制をする中である問題はあります、人数的な。例えば、知的障害学級が2人で、自閉・情緒のほうに17人とか16人とかっていうことになると、自閉・情緒を3学級つくるのか、でも2学級にしてちょっと知的のほうに入ってもらおうのかみたいなことを、いいんでしょうか、こんなことを言っても、ということは、実際にはあるのかなっていうことはあります、多分。

(会長) 確かに、その判断と言うのがなかなか難しいというお話だったかと思いますが、同じクラスの中に知的の遅れがある子と知的の遅れのない子が一緒になってたりすることもあるわけですか、自閉症・情緒障害学級の場合には。そうすると、先ほどの教育課程のお話とかもしたんですけど、知的の遅れのある子は、教科等を合わせた指導をしてもいいよと、いわゆる生活単元学習であるとかっていうふうなことで、知的の遅れのない子は、いわゆる通常の学級に準じた指導という、同じような学習内容をしていく。知的の遅れのない子でも自立活動は特別な教育課程として入れていいよというふうになってるんだけど、合わせた指導は知的の遅れのある子しかできないというふうなことにはなってるんですね。だからその辺の難しさというのものもあるのかなとは思いますが。

(小出委員) 私の子どもも自閉症と知的障害の診断は受けてるんですが、2歳半のときに診断を受けたときは、自閉の特性が強くて出たので、こだわりが強かったり人に興味が薄かったりという、すごく特性が強かったんで、そのままいけば自閉というか、情緒クラスのほうが比重は高いんじゃないかとなると思うんですけど、その成長の過程で、小学校に入ってからには人に興味が出てきたりして自閉の度合いが減ってきて、でもやっぱり知的障害はすごく言葉が遅いのであるんですけど、成長過程の中でも変わることがあるなっていうのはすごく実感しています。

そして知り合いの人なんですけど、まさに知的障害はないけど、下学年の内容をしなきゃいけないような子がいるんです。その子の場合、特性でこだわりが強くてなかなか勉強にたどり着けない。本当は知的障害はないはずなんだけど、特性、自閉の特性が強くてなかなか取り組めないというので、小学校の高学年になったんですけど、取り組む内容としてはもうほとんど低学年の内容というのを聞いていたりします。でもやっぱり勉強しないでずっと来ているので、将来的には軽度知的障害の扱いにはなるだろうというのを病院の先生から言われているようで、でも小さいときはみんなと同じようなぐらいの知能レベルだったので、成長の過程で変わるなというのもあるので、両方持ってるというか、柔軟にできたら一番いいなと思うのと、重複している子でも学年が変わるごとにクラスを変えることはできないんですか。

(内田委員) クラスは変わるんですけど、障害種別は変わってないです。

(小出委員) そうなんです。でも成長の過程で変わるので、それをずっと同じでというのもちょっと難しいのかなとは感じました。

(会長) 先ほどちょっと申し上げました、一人一人見ていくことが大切だろうなと思うんです。その子にとって、あるいは保護者の意見も含めてということになると思いますけど、学校側のことだけではなくて、どう意見を一緒に考えていくのかというようなところから一つ道筋というのが現れてくるような感じもするわけですけどね。通級による指導と、今の現状の枚方の自閉症・情緒障害学級の違っているのが、自閉症・情緒障害学級は1日のうちに1時間来れば、とりあえず在籍してて、あとは通常の学級との交流というふうな形でもいいよねという形を進められてきていたけれども、通級による指導というのは週に8時間なんです。最高で。でもなかなかそこまで通級に通っていている子どもたちはなくて、やはり週に1時間か2時間ぐらいが精いっぱいなのかなというところなので。その辺の制度同士の連続性というところが、先ほどの話の中にもありましたけれども、日本のインクルーシブ教育システムというのは連続性のある学びの場、多様な学びの場を準備するというのが一つのうたい文句にはなっているというところもありますので、その通級による指導の在り方と知的障害支援学級、自閉症・情緒障害学級のその在り方というのを、ある程度明確に一人一人考えなきゃいけないというところもあると思うんですけど、ガイドラインをある程度作っていったりする必要があるのかもしれないとい

うふうに思います。あとは将来、このインクルーシブ教育が共生社会というものをめざしていくわけなので、みんなで一緒に生活できるっていうこと。そうすると、やはりみんなと一緒に学べる場というのをどう保証していくのか、あるいは知的のない子どもたちで通常の学校の生活に慣れてきたら通常の学級に入っていくというようなことなども一つの方向性として考える子どもたちというのも、先ほどの牧村委員のお話にもあったとおり、考えていくというふうなことも一つの方法としてあるのではないかなというふうに思っております。そのほか御意見あれば、お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

野口委員は何かございますか。ここまでのお話を伺って。

(野口委員) 皆さん、大変貴重な御意見をありがとうございました。本当に皆さんがおっしゃっていただいたこと、本当にそのとおりだなというふうに思いながらお聞きしていました。

やっぱり凄く難しいですよ。法律というか、制度で決められていることがあって、本当はもっと柔軟にできるといいのにそこがなかなか制度上できないということがたくさんあるなと思って、枚方市は確実に制度より先にいっているというか、これまで柔軟にやってきたからこそ、できていることというのはすごくたくさんあると思うので、そのよさを生かした形で、一方で、課題もたくさんあると思うので、よさを生かした形で今後の方向性というのを決めていけるといいのかなというふうに思いました。

今おっしゃっていただいたような、例えば、就学先決定のガイドラインだったりとか、あとは本来、文部科学省は柔軟に場の変更は OK と言ってるので、本当に柔軟に場の変更をするためにはどうしたらいいのかっていうことを考えたり、ちょっと枚方市のほうでそれをちょっと先駆的にやってみたり、制度の中でできる範囲でやれることを一緒に考えていけるといいのかなというふうに思いました。私からは以上です。

(会長) ありがとうございます。柔軟性ですね。フレキシブルなといいますか、場をどうしていくのかというふうなことになってくるかと思っておりますけど。やはり教育というのは、その地域地域の文化、伝統というところも基盤となっているかというふうに思いますので。

(井村委員) 意見というより、教育委員会の方に質問になるんですけど、さっき、場の柔軟性っていうのが、柔軟な場の変更が OK ということを文部科学省は言ってるということなんですけど、私は本当に障害がある子は別にカテゴライズされて見られるというのが、やっぱり違うと思ってるんですね。みんなそれぞれ違うし、私も福祉事業をやってます。ショートステイ事業をやっているんですけども、いろんな方が来られるし、この人は自閉症だからどうのっていう、そういう対応の仕方って全くしてないです。精神の方もおられますけど、一人一人全然違うので、その人の性格とか特性とかに合わせて対応させてもらっています。変に、この人はこういう自閉症だからとか、この人はこうだからというふうな見方に明確にすればするほど、そういう見方になってしまいがちになっちゃうんですね。

なので、そこはちょっともっと今まで枚方市でされてた柔軟性っていうのは、すごくありがたいんです。

質問に関しては、例えば、さっきの学力云々のこととかでも、学力向上を教育委員会の方が言われてるというのは、これは文部科学省の方から来るからそうしてるのか、枚方市で変えられるんだったら、そのめざす目標の最初を学力向上というふうにするのはちょっとやめといたほうがいいんじゃないのかなっていうのが一つ。

あと柔軟な場の変更ができるのであれば、逆に、支援学級、通常学級っていうのもっと柔軟な場にできないのかなというところが、思ってるところです。

さっきの学力向上の話ですけれども、例えば、映画になった「みんなの学校」だったら、大阪市の大空小学校は、支援学級自体をなくして、学年全体がチームになって、通常学級の数を逆に増やしてごっちゃにして授業とかをされてたと思うんです。それで、障害のある子、ない子が完全に同じ教室で学ぶことによって、実は学力が、大阪市のトップクラスだった。それは、私直接木村先生に聞いたら、先生たちも毎日学校へ行くのがすごく楽しかったと言って、明日学校に行くのがわくわくするような感じだったそうなんです。学校も先生たちも子どもたちも、保護者も喜んで学校に子どもたちが行くからみんなすごく生き生きお母さんたちがするようになっていったんですね。みんながすごくいい環境になるってとてもいいと思うんですよ。多分、でもそれは、文部科学省とか大阪府とかの言うことを聞かずに、木村泰子先生は貫いてはったんです。だから、本来、制度でこうですと決まってることを覆す形というか、自分の好きなように皆さんで大空小学校の先生たちがされてたんですけれども、そういう例をちょっと枚方市でやっていただいたら、私は全面的にいろんな保護者も巻き込んで応援させていただきますけど、そんなことはできませんかと、教育委員会の方をお願いしたいなと思うんですけど。

(教育委員会) よろしいですか。今いただきました御質問、学校で自由に教育課程を組んでというようなお話があったんですけど、各学校、教育委員会もそうなんですけれども、まず前提として文部科学省の示している学習指導要領というものがございます。それを私どもの言い方で、教育課程という、いわゆる時間割ですね。学校で時間割を組むにあたって、学習指導要領に載っているものを前提に時間割、教育課程を組んでいるというものがあります。その学習指導要領に記載されていることも全部無視をしてであるとか、そういったことは枚方市、公立の学校においてもそうだと思うんですが、なかなかそこを無視して自由にといいところは難しいと思っています。

大空小学校についても、その文部科学省の示している学習指導要領には則った上で、その上での工夫をそれぞれその学校の中で工夫をされていたんだと思います。枚方においても、文部科学省示している学習指導要領には則った上で、柔軟な教育課程を組んでいくと、そこは可能ですので、そういったことは十分やっていけるかなとは思っておりますという回答になりますが、よろしいですか。

(会長) 御回答、ありがとうございました。学習指導要領っていうのは、カリキュラムが

見本にあるというのが大前提というふうにはなってるかなというようなものですね。それがあるお陰で、北海道でも九州、沖縄でも同じ学習が保障されているということにもなるというよさはあるかなと思います。ですから、どこの高校とか、高等学校の修了認定とかを受ければ、どこの大学でも受けられるっていうのが一つ、日本の自由度という上では非常に高いところにはなっているということもあるけれども、逆に、それによる縛りというものも現実としてはあるというようなことなのかというふうに思っております。いろいろと御議論いただきまして、ありがとうございます。

野口委員、ありがとうございます。今後の方向性というところで、委員の皆様と共有できたかと思いますが、いかがでしょうか。これからもこういったことを視点としてお話を少しずつ進めていけたらと思っております。よろしいですか。ありがとうございます。

(会長) お願いします。柏木委員。

(柏木委員) 柏木です。先ほどのことと重なりますが、知的障害支援学級と自閉症・情緒障害支援学級の役割を明確化ということで、これを将来的には、特別支援教室構想で一応みんなが集まってっていうことであれば、分ける必要はなくて、例えば、知的障害支援学級のほうが柔軟性に対応できるのであれば、そちらのほうだけにして、自閉症の方も自閉症と知的がある方も個別に対応するというふうな考えはないんですか。なぜ分ける必要があるのかというのがちょっとよく分からないですけど、皆さん、先ほど校長先生も言われたように、学級経営のことで知的の方が少ないから、自閉症のほうから知的のほうにまわすとかいうことを、こんなこと言っているんですかということを書いてみましたけど、そもそも分けるというか、インクルーシブの多様化と相反するようところがちょっとあるんじゃないかと思うんです。将来的には、全員、多様化に応じてマンパワーがたくさんあれば多様化で臨機応変に対応していくのがいいんだろうと思いますが、知的と自閉症を分ける必要性がどういうところからあるのか、分からないわけでもないですが。

(野口委員) 私から回答しますか。よろしいですか。

もともと分けられている理由というのは、知的障害のある方の学び方の特性と自閉症の、知的障害を併せ持たない自閉症、なので、知的障害を併せ持つ自閉症の方は、知的障害支援学級の対象になります。ポイントは知的障害を持っているかどうかということが初めの分岐点になっていて、要は知的障害のある方は、通常の教科書でほかの子が学んでいること、要は5年生だったら5年生の内容をそのまま学ぶということは難しいですよ。なので、その子にあった形で学んでいくというので、学習指導要領が分けられたっていう歴史的背景があります。なので、自閉症・情緒支援学級に関しては、基本的には通常の学級と同じものを学んで、同じ教科書で同じものを学んで、ただ、学び方っていうことを自閉症の特性に合わせて工夫していきましょうという形で、日本のもともと特殊教育をつくったときにそういう形で分けられて、分離教育で始まっている理由というのは、そこが背景になります。でも通常の学級なので、別の物を学んだら別の場に行かないとい

けないというロジックになってるんです。通常の学級においても、その子に応じた内容っていうのは学べると思うので、そういうふうに行く行くは制度を変えていったほうがいいんじゃないかなというのが私の考え。実態としては、多分枚方でもそういうことが、実態としては行われているんじゃないのかなというところです。なので、要は今の通常の学級と同じ内容を学ぶかどうかだけの違いですね。回答になってますか。

(柏木委員) それは、知的障害がということですか。

(野口委員) そうです。知的障害と知的障害以外っていう。

(柏木委員) 個別でやっていくんだったら、知能をどういうふうに定義づけるかというものもあると思います。自閉症で、いわゆる WISC とかの知能検査では問題ないけれども、例えば、言語理解がかなり弱いとかいうことになると、国語の詩を理解するのが難しいとかになると、そこはなかなか難しいようなこともあったりします。知能で分けるというのは日本の考え方であって、医学の領域では知的障害は発達障害のうちの一つに入っているので、日本は特殊ですよ。知的障害に関しては分離してとなっているので、その伝統が残ってるんだろうと思いますが、インクルーシブという考え方とすれば、知的に問題がある方も多様化のうちの一つとして捉えて、その子のニーズに合う形で提供していくというふうな大きな考え方のほうが、よりインクルーシブという考えには近いんじゃないかと思います。知的で自閉症だからとかいうふうな分け方ではなくてというところじゃないかなと思います。知的といってもスペクトラムで70を切ったらどうかとか、そういうことでもないと思うので。こちらの思いですけど、そこを分ける必要が、もうこの大きな流れとしては、制度上の問題があると思うんですけど、この子は知的に行ってもらおうとか、そういうことを考えなくても、みんな一緒にやったらいいのではないかと思います。

(野口委員) 完全におっしゃるとおりだと思います。なので、今の話は制度の限界、制度上、今、分けざるを得ないということですね。本来であれば、分けなくても一人一人に応じた教育目標が設定できて教育計画というのが立てられれば、別に在籍の場を分ける必要はないですけども、今は制度上、分けなきゃいけないというふうになってる感じですね。

(柏木委員) 先ほど、2人と17人って知的と自閉症を分けないといけないというのを、学校では19人をみんな一緒に見ますということは、制度上は認められないということですか。その辺がよく分かりません。大体、その多様化でやっているんだろうと思いますが。

(野口委員) 実態としてはやってると思いますけど。制度的には、知的障害のある子と知的障害のない自閉症の子は別々の教育課程じゃないといけないというふうにはなっていま

す。実態としてはそうじゃなくて、制度上はそうなっています。

(柏木委員) 知的障害をだれが判断するかというのが分かりにくいと言っておられますけど、どう定義するかも難しいですけども、5歳ぐらいでも病院に来ていただいて知能検査を受けたら、ある程度それはもう分かる話で、それを幼稚園の先生に聞いても分かるわけではないと思います。その辺はちょっと病院側の意見と教育現場でアセスメントがちょっと分からないという、違うのかなと思います。制度上の問題があるんだろうと思うんですが、自閉症と知的障害もかなりかぶってますので、そこを制度上のことがあるとはいえ、もう関係なしにやって来られたんだろうと思うんですけど、そこでこの子は入れる、入れないとかいう、本質的ではないところで時間を学校の先生が取られるのがちょっとしんどいところもあるのかなと思っています。

(野口委員) それは説明がつけば大丈夫だと思います。どっちかという、教育委員会の意志決定だと思いますね。今の制度に対してどういう運用を教育委員会としてやりますかという話だと思います。

(柏木委員) 教育委員会に期待するということですか。

(野口委員) この審議会として、そういうふうにこれまでどおり柔軟にやったほうがいいんじゃないかという提案をすることは全然可能だと思います。それを踏まえて、じゃどういう方針でやるのかっていうのは、教育委員会の意志決定になると思うので。なので、この審議会として柔軟にやるべきんじゃないかと、知的障害と自閉症・情緒の学級を分けないほうがいいんじゃないかみたいな提案は全然可能だとは思いますが、でもそれは、やっぱり制度に反することになってしまいますけど。

(柏木委員) 分かりました。すみません。

(会長) ありがとうございます。通級指導教室には知的の遅れのある子は通えないというふうになっているのが現状ですし、自閉症・情緒障害学級というふうにはなってますけど、もともとは情緒障害学級だったんですね。自閉症は情緒障害だっていうふうには捉えられていた時代があって、それが分けられたというのはつい最近なんですけど、でも分かれてなくて自閉症・情緒障害学級になってるというようなことになっていて、もともと知的の遅れのない子たちが入るはずだったけど、自治体によってさまざまというふうな現状があるというようなことでございます。

すみません。かなり時間が押してきておりますので、ここまでのところで、山下委員からちょっと御意見等、いただけたらと思いますが。

(山下委員) ありがとうございます。今日いろんな人たちの御意見をお聞きして、随所に

枚方市の先生たちのやってきたことっていうのが非常に大きな財産であるというふうに感じています。

実際、今も私もいろんな枚方の学校に行かせていただけていますが、それぞれの学校で本当に先生方が努力をされて、日々の授業をどうしていくかというようなことを凄く熱心にされているのを目の当たりにしています。そういうようなところは、財産として継続とか残していかなければいけないところだと思いますし、どうしても教育論ってこうあるべきっていう、「べき論」になってしまうことがあって、それは非常に危険だっていうふうに思っています。

例えば、マジョリティの中にマイノリティを合わせていくみたいなことになると、どうしてもそういうふうにこうあるべきみたいなことになっちゃうんですけど、そうではなくてやはり今日のキーワードは、全ての子どもがということだと思うんですね。全ての子どもにどういう方法とか教育とかがあり得るみたいなことを考えるっていうことだと思うんです。

やっぱり一つは、学級経営の中で全ての子どもが聞き合えるということがすごく大事だと思うんですね。話すとか伝えるというようなのがすごく前面に出るんですけど、本当は聞き合えるということが一番の基礎なのではないのか。それは全ての子どもがということにつながっていくと思うんですね。そういうような聞き合えるような、聞くような学級を意識、今もされているし、それをもっと継続していかなければいけないし。

今文科省のほうからも「個別最適な学び」と「協働的な学び」というようなことが出てきた中で、私は非常にこれは特徴的というか、これからのキーワードになるというふうに思っています。さっきも最初にお話がICTを使っているいろんなことをやってるとか、氷室小学校の取組とかがありましたけど、そういうようなことが本当にいろんな学校で枚方市はされていて、こうあるべきではなくて、これもいけるかもしれないみたいなふうに今変わってきてるんですね、学校の先生が。だからそういうようなところをもっと大事に私たちは支えていっていかなければいけないのかなというふうに感じています。

その一つに、研修であるとか、学校の中で先生たちも、ここにも抱え込まないというのがありますが、チーム学校としてどんなことができるのかというようなことを考えていく段階に入っているのかなと感じます。その中で、やはり個別の教育の支援計画とか指導計画というようなものが、もっと機能しないといけないんじゃないのかなというふうに感じています。本人だとか保護者さんだとか家族だとか周りの人たちが何を目標にして何をねらっているのか。そして、それが支援級の先生たちがどう捉えているのか、通常学級の先生たちがどう捉えているのか、この連携がなかったら、本当に分離教育になってしまうんですね。だから、その願いを共通に見て、教育を進めていかなければいけないんじゃないかな。そういう意味で、やはり通級の役割であったりだとか支援級の役割だとかというのが明確になってくるだろうし、通常学級でどういうことを取り組んでいったら、全ての子ども、その子のために学びが充実していくのかということにもなってくると思うので、本当に、今枚方市がやってきたことを大事にしながら、やはりまだ足りなかったところもあると思うんですね。その一つが、私は支援計画とかそういうところとか、あと先生

同士あるいはいろんな人たちの連携というところが少し手薄なところもあるんじゃないかなって言うふうに見て考えましたので、その辺り、これから方針というか、そういうようなことを立てていくような段階になっているのではないかなというふうに感じました。今日はありがとうございました。

(会長) ありがとうございます。チーム学校という話が出ましたし、そうですね、学校の教員だけじゃなくて、それを取り巻く人々がたくさん今増えてきていますので、その連携を考えていくということと、それから個別の指導計画、個別の教育支援計画を機能化していくということですね。ここには保護者の参画というのも求められていますし、できれば本人も参画しながらそういうものを作り上げていく、それを充実させていくということが、いわゆる支援教育の充実というところにもつながっていくのではないかなというふうに思いました。ありがとうございます。

それでは、ちょっと司会の不手際でちょっと時間が押してきておりますけど、案件2について御説明をさせていただいて、御意見は次回というようなことにさせていただけたらと思いますけれども、よろしいですかね。

では、アンケート調査というのを事務局に一定の枠組みを作成するようにお願いをしております、それが資料2というところでお示しいただいております。この御説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 失礼いたします。まず、委員の参加状況についてというところで訂正がございます。最終的に、現地には8名の委員の御参加とオンラインでは3名の御参加がございましたので、最終11名というふうに訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、案件2、アンケートについての御説明を差し上げたいと思います。

資料2を御覧ください。事務局より本審議会での議論において実態把握を目的としたアンケート調査について必要性があるという意見を受けまして、アンケート調査に係る枠組みについてというものを作成させていただきました。

各項目について、御説明させていただきます。

2. 対象としましては、令和5年度小学校・中学校在籍児童全生徒、保護者及び、令和6年度小学校新入学1年生、こちらは任意としておりますけれども、なお、教員に対しては実態把握のための必須というふうにさせていただいております。

3番目の調査期間としては、令和6年3月4日から5月24日というふうにしまして、卒業生が回答できる期間及び新1年生が学校生活に慣れるまでの期間というところを想定しております。

4つ目の実施方法としましては、オンライン調査の方法を想定しております。

5番目の内容の枠組みについてです。こちらについては、対象の児童生徒が理解しやすいような配慮をした文言で作成いたします。(1) 児童生徒に関する項目としましては、通常の学級における過ごしやすさについてというところで確認できればというふうに思っ

ております。少し専門的な言葉にはなっておるんですけども、子どもたちに分かりよい言葉を最終的には考えながら、環境の整備、授業の内容、教室での教員の対応等というところを聞いていきたいなというふうに思っております。

2番目、支援学級（通級指導教室）での過ごしやすさについてというところでも同じような項目になるんですけども、環境の整備でありますとか、合意形成、授業の内容、自立活動、教員の対応等を案としております。保護者に対する項目としましては、通常の学級における過ごしやすさについてというふうな項目については、児童生徒というふうには変わりございません。支援学級の通級指導教室での過ごしやすさについても変わらずというところなんですけど、最後に、障害の特性等に応じた指導上の配慮、またはコンピュータ等による情報機器（ICT機器）の活用等がなされているか。3つ目、支援学級入級までの手続き及び説明等について、どういったものがあつたのか。4つ目、自立と社会参加に向けた教育の実施について、どういうふうな実態があるのかどうか。5つ目、個別の教育支援計画、個別の指導計画における合意形成についてはどのようなものであつたのか。6つ目、就学前施設との連携というところで、ここは幼児教育側との連携をというところを踏まえております。7番目、放課後等のデイサービス等の連携についてというところで、審議会でも御意見のあつたところを実態把握したいと思っております。8つ目、進級における担任間の連携及び中学校との連携についてというところで聞いていきたいと思っております。9つ目、進路を見据えた説明と合意形成についてというところで、案とさせていただきます。

（3）教員に対する項目としては、保護者の項目と同じものを想定しております、さらに加えたもので、背景に色をつけた項目、こちらについては議論に出ております教育課程であったり、通常の学級との連携を含む組織的な体制、学校の体制と、アセスメントの実施方法、校内支援委員会等の検討がどのように行われていたか等も実態把握として案とさせていただきます。

最後に、留意事項としては、記載内容については学年の発達段階を踏まえた、低学年・中学年・高学年と、1・2年生、3・4年生、5年生から中学校3年生までというところで、児童生徒については3種類に加えたもの、保護者用のもの、教員用のものとして5種類を想定しております。

以上になります。御意見等いただければと思います。

（会長）ありがとうございます。時間のないところではございますけれども、この対象となる子どもたちについてですか、1年生についてはまだ平仮名が習得できてないであろうということであったりとか、それは2年生においても支援が必要な子も確かにいるかもしれないというようなことで、何年生から適当ではないかとか、そういった御意見ございますでしょうか。もしあれでしたら、内容を3種類つくられるということですので、次回3種類つくっていただいて、その内容を確認する上で、御意見をいただくというようなこともあるかと思いますが、小出委員、ありましたらお願いします。

(小出委員) 児童については、私の子ども、在籍している私の子どもは、文字を読んで答えることはできないのでちょっとそれは置いておくんですが、内容で、①の中にある教員の対応等というところがあると思うんですけど、これは保護者と同じ内容ももちろん聞きたいんですけど、それに加えてというか、教員の先生目線のアンケートの内容もちょっと入れてもらえたらなっていうのがあって、具体的にはちょっと難しいんですが、保護者の対応という逆のパターンのところもちょっと意味があるのかは分かりませんが、教員の先生が何か保護者に対して思うところとかが、言える場であればとは思いました。以上です。

(会長) 教員が保護者に対してどう思ってるかということですか。

(小出委員) 保護者と同じで、教員の対応等というものも聞いてみてはほしいんですが、それにプラスして、教員の方には、保護者の何かあれば言える場になったらいいのかなとはちょっと思いました。それだけじゃなくて、何か教育委員会のほうというか、枚方市のやり方で、何か意見が言える内容がもしあればなと思いました。

(会長) その点ですね。保護者の方が教員に対して思っていることと、教員が保護者の方に対して、いろんな情報の共有とかそういうところでいいでしょうかね。学校の教員と情報の共有ができていますかとか、あるいは担任の先生は保護者の方と情報の共有ができていますかというような話ですかね。

(小出委員) 例えばですけど、連絡帳でやり取りがあるとかで、保護者からこういうことが聞きたいとか、何かふだんの様子を、ほんと例えばですが、もうちょっと教えてもらいたいところもあるんですが、思ったことはもうちょっと早く言ってくれるとありがたいとか、何か文句でもいいのかなとは、正直私は思うんですが、ちょっと保護者との意見交換という場がやっぱり余りないので、オブラートに包んでもらいながらも何か言えることがあったらなというのは、ちょっと思ったというところです。

(会長) 関係づくりみたいなことですか。

(小出委員) そうですね。何か、ちょっと難しいんですが。それこそ、保護者との何かで関係作りの面で自分はこうやったらうまくいったと思うとかでもいいと思うんですけど、やっぱり電話対応だと長くなってしまうので、いろいろノートだったりクラスルームをつかってやり取りするとスムーズになったとか、保護者との何かの部分がちょっと言えたらいいのかなとは思いました。

(会長) ということですが。

(小出委員) アンケートの量が多くなってしまいますね。

(会長) 一人一人違うかもしれませんね。保護者といってもね。先生は1人かもしれないけど、受け持つ子どもたちは何人かいたりとかするというのはあるかもしれませんが、保護者との関係であるとか、教員との関係であるとかっていうところでの選択肢なのでね、どういう選択肢にするのかってというのが、うまくいってる、うまくいってないところあれば、問題あるかなとは思いますが。

(小出委員) 私の意見だと、アンケートの趣旨とはずれてしまってるかもしれないんですが。

(会長) その辺りのところ、関係作りについてとかっていうところかな。関係性の在り方ですかね。選択肢の質問になるので、具体的な記述方式ではないと思うので、なかなかその辺のニュアンスは掴みにくいかもしれませんが、また次回これは検討させていただきますので、何か考えて来ていただいて、そこで御意見いただければというふうに思います。ありがとうございます。はい、お願いします。

(井村委員) 以前にもちょっと言ったと思うんですけども、自立と社会参加に向けた教育の実施っていうのが今ここにアンケートにあるんですけども、まず自立ってどういうことっていうのが余り明確にされてない気がするんですね。

あと、社会参加についても人によっていろいろだと思うんですね。なので、その辺りとかも、また次回で全然構わないので話できたらなって思うのと、逆に自立はどんなことを自立と思っていますかっていうアンケートでもよいかもしいんですけど、ちょっとそこは分からないんですけど、人によって自立と違うと思うんですね。何をもちえて自立かっていうのが。自立と社会参加に向けた教育の実施って何ですかと私は思うので、そこをもうちょっと明確にしてもらえるとありがたいなと思いました。

(会長) 選択式の回答なので、その方法なども少し一緒に考えていただけるとありがたいなというふうに思います。自由記述だといろいろ出て来るかなと思うんですけど、選択式とするとどうしたらいいのかというようなことも考えていただいて、3種類の少し具体的な1年生・2年生の児童、それから3年生・4年生の児童、それから5年生から中学校3年生までの児童・生徒に対応するような内容というのをちょっと見据えていただきながら、次回そういったことを中心として考えていくというようなことにさせていただいて、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

5時半を過ぎてしまいましたけれども、ありがとうございました。それでは、事務局にその辺の検討をお願いしたいというふうに思います。

今日は、インクルーシブ教育についてということで、野口委員からお話を伺ってまいりました。それを中心にお話をさせていただきました。本議会としての一定の方向性が少し

ずつ見え始めてきたかなというふうに感じております。

野口委員はもういらっしゃいませんけれども、ありがとうございました。感謝を伝えたいと思います。

次回につきましては、アンケートの内容について少し踏み込んだ議論をしたいと思います。時間が過ぎてしまいました。大変申し訳ございません。

以上をもちまして、第5回枚方市支援教育充実審議会を終えさせていただきたいと思えます。長時間にわたる御審議、ありがとうございました。